

(案)

使審答申 第1号

平成27年10月 日

水戸市長 高橋 靖 様

水戸市使用料等審議会

会 長 林 寛 一

水戸市使用料の改定について(答申)

平成27年7月16日付け財政諮問第1号「水戸市使用料の改定について」で諮問のあった下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の改定について、下記のとおり答申いたします。

記

1 使用料の現況

下水道事業は、地方公営企業法の財務規定を適用している公営企業であり、農業集落排水事業は、地方財政法施行令の規定に基づく公営企業です。そのため、それぞれの事業の運営費については、独立採算の原則により、国が定める基準に基づく一般会計からの繰入金を除き、すべて受益者が負担する使用料で賄うことが原則です。

しかしながら、水戸市の下水道事業においては、平成25年度の受益者負担率が49.6%となっており、政令指定都市を除く県庁所在地の平均77%を大きく下回っています。

また、農業集落排水事業においては、平成25年度の受益者負担率が23.4%となっており、政令指定都市を除く県庁所在地の平均28%を下回っています。

他市と比較して受益者負担率が低いということは、いずれの事業についても、運営費が使用料で十分賄われておらず、国の基準を上回る一般会計からの基準外繰入金に依存する経営状況であることを示しており、平成26年度の基準外繰入金は、下水道事業が約25.1億円、農業集落排水事業が約3.8億円となっています。

このことは、市の財政にとって大きな負担であるばかりでなく、下水道等を利用している市民とそれ以外の市民との負担の公平性という観点からも問題であり、早急に改善を図る必要があります。

2 審議の経過

当審議会においては、下水道使用料と農業集落排水処理施設使用料の適正化について検討するため、それぞれの事業の経営状況や経費削減の取組み、料金体系のあり方などを中心として審議を行いました。

その中で、下水道使用料については、市債の発行抑制や借換などによる公債費負担の軽減に加え、バイオマス発電によるエネルギーの有効活用や浄化センターの包括的民間委託など、現在実施している経営改善策のさらなる推進により、引き続き汚水処理原価の圧縮に努めるべきであるとの意見が出されました。

また、料金改定に当たっては、経営改善に向けて早急に受益者負担率の向上を図るべきであるとの意見があった一方、平成 29 年度からの消費税率引き上げなどを考慮し、市民負担に十分配慮した改定率を定めるべきであるとの意見が出されました。

さらには、平成 26 年 8 月の総務省通達「公営企業の経営に当たっての留意事項」を踏まえて、適切な料金設定を行うべきことや、経営状況や経営改善に向けた取組みなどを市民に丁寧に説明し、料金改定の必要性について理解を求めることが重要であるとの意見がありました。

農業集落排水処理施設使用料については、平成 24 年度に実施した前回の審議会において、料金体系を現行の定額制から従量制に移行することを早急に検討するべきであるとの意見があったことを踏まえ、そのあり方について集中的に審議しました。

その結果、審議会としては、各世帯の負担が大きく変動することや移行に伴う運営コストの増加などを考慮し、現時点においては、定額制を維持するべきであるとの結論に至りました。

また、事業の経営改善に向けて接続率の向上に努めるとともに、受益者負担率については、全国平均である 28%の早期達成を図るべきであるとの意見が出されました。

さらには、各地区に処理場を設置する必要があるなど、運営コストの高い農業集落排水事業の経営実態を踏まえ、市の汚水処理事業全体にわたる将来ビジョンを策定し、将来的には、下水道事業との経営統合により料金体系の統一を目指すべきであるとの意見が出されました。

これらの審議を踏まえ、受益者負担の適正化の観点から、料金改定の必要性を認めるものでありますが、急激な引き上げは市民生活に大きな影響を与えるため、段階的な改定を行うべきであると考えます。

3 審議の結果

以上の審議を踏まえ、次の各項目を実施されるよう提言いたします。

(1) 経営改善について

下水道事業及び農業集落排水事業の運営に当たっては、引き続き、接続率の向上や収納率の改善など収入確保を図るとともに、徹底した経費縮減に取り組み、独立採算の確立を長期的目標として、さらなる経営改善に努めること。

(2) 使用料改定について

ア 下水道使用料については、平成 34 年度に受益者負担率 70%を達成することを当面の目標として、平成 28 年度及び平成 31 年度に、それぞれ 10.5%の改定を行うこと。

イ 農業集落排水処理施設使用料については、平成 31 年度に受益者負担率 28%を達成することを当面の目標として、平成 28 年度に 10.9%、平成 31 年度に 9.2%の改定を行うこと。

ウ それぞれの使用料の平成 31 年度の改定については、その時点における事業の経営状況のほか、経済情勢や他市の状況などを見極めつつ、改めて検討のうえ実施すること。

(3) その他

ア この答申を踏まえて使用料の改定を行うに当たっては、市民生活に大きな影響を与えないよう、他の公共料金の改定状況などに十分留意すること。

イ 事業の経営状況や経営改善の取組みを分かりやすく丁寧に説明し、使用料改定に対する市民理解の向上に努めること。

ウ 市全体にわたる汚水処理事業のあり方について検討を行い、経営統合により料金体系の統一を図るなど、事業の効率化や市民負担の公平性の確保に努めること。

(参考)

答申による改定を実施した場合のモデル別月額料金及び受益者負担率の推移

1 下水道使用料

平成 34 年度に受益者負担率 70%を達成することを当面の目標として、平成 28 年度及び平成 31 年度に、それぞれ 10.5%の改定を行う。

年度	一般家庭用使用料 (排除汚水量 20 m ³)	平均改定率	受益者負担率
現 行	2,748 円		51.7 %
平成 28 年度	3,036 円	10.5%	57.6 %
平成 29 年度	3,093 円	(消費税率 8→10%)	59.2 %
平成 31 年度	3,419 円	10.5%	66.6 %
平成 34 年度	3,419 円		70.0 %

2 農業集落排水処理施設使用料

平成 31 年度に受益者負担率 28%を達成することを当面の目標として、平成 28 年度に 10.9%、平成 31 年度に 9.2%の改定を行う。

年度	一般家庭用使用料 (3人世帯)	一般営業用等 (従業員 10 人)	平均改定率	受益者負担率
現 行	3,230 円	7,180 円		23.3%
平成 28 年度	3,550 円	8,280 円	10.9%	26.1%
平成 29 年度	3,610 円	8,440 円	(消費税率 8→10%)	25.7%
平成 31 年度	3,900 円	9,700 円	9.2%	28.2%